

苫前町行政改革実施計画（案）

△：検討 ◎：実施 →：継続実施（見直しを含む）

大綱の大項目	大綱の中項目	実施計画項目	主な内容	17~18年度	19年度	20年度	21年度
1 開かれた行政システムの確立	(1) わかりやすい行政運営の推進	「まちづくり座談会」の企画・実施 (企画振興課→全庁)	対話重視の行政運営を推進するため、町長や各担当課長等が各種事業の現状や課題、今後の見通しなどについて、住民と直接意見交換する場として「まちづくり座談会（仮称）」を企画・実施します。	△◎	→	→	→
		「行政手続きマニュアル」の作成、配布 (総務財政課→全庁)	各種手続きの分かりやすい解説や、担当者名なども記載した、全庁的な「行政（事務）手続きマニュアル」を作成し、配布します。	△◎	→	→	→
		町民向けの予算説明書の作成、配布 (総務財政課)	毎年度の予算について、重点事業や住民生活に影響の大きな事業などの概要を分かりやすく解説した「予算説明書」を作成し、配布します。	△△	◎	→	→
		政策決定プロセスなどの積極的な情報公開の実施 (企画振興課→全庁)	まちづくり基本条例に掲げられている基本理念の実現に向けた適切な運用を確保するため、施行規則等の運用規定を整備するとともに、事業実施のプロセスについて、広報やパブリックコメント（意見募集手続）、住民説明会などの実施により、意思決定までの経過を明確にし、事前に公表していきます。	△◎	→	→	→
		(総務財政課)	毎年度の予算編成における町長査定の内容と結果について、より透明性を高める観点から、積極的に公表していきます。	△◎	→	→	→
	各種審議会委員の公募制の拡大。 (全庁)	各種審議会などの委員について、広く一般町民の意見をまちづくりに反映させるため「公募制」の拡大を推進していきます。	◎→	→	→	→	
	(2) 電子自治体の実現	ホームページの掲載内容の充実 (総務財政課→全庁)	町ホームページの掲載内容について、基本的な行政情報（統計資料、財務指標、行事予定等）や手続き・制度に関する情報（各種申請、届出等）の充実をはじめ、住民からよく寄せられる質問に対する回答や町が実施している事務・事業の内容を迅速かつ詳細に提供するとともに、住民からの意見聴取の機会を設け、情報共有による住民の行政参加を促進していきます。	△◎	→	→	→
		庁内における行政情報の一元的管理とペーパーレス化の推進 (総務財政課→全庁)	既存の庁内ネットワークの更なる有効活用により、庁内の各種情報等を一元的に管理し、活用する体制を整備することにより、様々な課題への対応の迅速化や事務処理の効率化を進めていきます。 また、事務処理等のペーパーレス化を図り、簡素で効率的かつ環境にも配慮した庁舎内IT環境の構築を進めていきます。	△△	◎	→	→
		(3) 窓口サービスの向上	窓口業務のワンストップサービス化の推進 (町民課→全庁)	庁内において窓口対応を伴う全ての業務について、窓口担当者から関係部署への連絡などにより、関係各担当者が窓口へ出向いて事務処理を完結できる体制を構築していきます。	△△	◎	→
		臨時窓口サービスの実施 (町民課、総務財政課、建設課)	窓口サービスの充実を図るため、休日・夜間の窓口開設について、住民ニーズと費用対効果等を総合的に勘案しながら実施を検討していきます。 また、転出入届けの繁忙期などに、閉庁日などにおける「臨時窓口」を開設します。 (対応業務) ・確定申告受付業務 ・公営住宅、水道業務、住民係窓口業務	◎→	→	→	→
	各種手続き事務の電算化・簡素化・効率化の推進 (総務財政課→全庁)	軽易な申請や届出等の手続きを書面によらず可能とする（電子メールによる手続きを可能とする）など手続き条例を改正するとともに、添付書類や本人確認の必要性、標準処理期間等について検証し、様々な手続き事務の簡素化と効率化を進めていきます。	△◎	→	→	→	
2 自律に向けた財政の健全化	(1) 計画的で健全な財政運営の実現	財政健全化計画の策定と運用 (総務財政課)	赤字再建団体への転落も危ぶまれる危機的な財政の現状を認識するとともに、「苫前町自立運営検討プラン」の反映や中期的な財政収支推計に基づき、収支の均衡を図り、持続可能な財政構造の構築を目指した財政健全化計画（計画期間10年）を策定します。また、めまぐるしく変化する財政環境への対応や計画の実効性のある運用を確保するため、計画の見直しを毎年度行っていきます。 【計画に登載する具体的項目例】 ・新規投資的事業の抑制（起債上限の設定） ・職員等給与の独自削減 ・施設維持管理費の計画的抑制管理 etc	△◎	→	→	→
		特別会計事業（簡易水道・下水道）における公営企業法の準用 (建設課)	簡易水道事業及び下水道事業において、独立採算性の原則に基づいた公営企業法の準用を検討するとともに、その実現に向けて、経営の総点検に基づいた「中期経営計画」を策定し、経営状況を公表するなど、公営企業事業における健全な財政運営の実現を目指していきます。	△△	◎	→	→

苫前町行政改革実施計画（案）

△：検討 ◎：実施 →：継続実施（見直しを含む）

大綱の大項目	大綱の中項目	実施計画項目	主な内容	17~18年度	19年度	20年度	21年度
	(2) 財政指標等の公開	財政指標等の積極的な公表 (総務財政課)	広報誌やホームページ等を活用し、財政指標等を全国や全道の他町村との比較なども含めて、町民が理解しやすいように、わかりやすく解説し積極的に公表することにより、本町の財政状況の現状を把握するための情報の共有化を進めていきます。	△◎	→	→	→
	(3) 事務・事業評価システムの構築	事務事業評価システムの構築 (総務財政課→全庁)	各種事務事業について、計画の立案→事業実施→共通の指標に基づく評価→見直し（以降の計画に反映）という評価システムを構築することにより、町政運営における資源の効果的・効率的な配分を図るとともに、評価結果を公表するなどして町政への住民参加を推進していきます。また、評価の過程に、有識者や一般町民で組織する第三者機関を設置し、その意見等を反映させていきます。	△△	◎	→	→
	(4) 歳入の確保	町税・使用料等の徴収対策の強化 (全庁)	電話催告や戸別訪問、納税相談等を強化実施し、悪質滞納者には、財産の差押え等の強制執行を実施するとともに、公平な負担の原則から、行政サービスの制限や氏名の公表などの実施についても検討していきます。	△◎	→	→	→
使用料、手数料等の見直し (全庁)		適正な受益と負担のバランスを考慮しながら、各種使用料、手数料等の額の見直しを随時行います。	△△	◎	→	→	
町有遊休資産の売却処分の推進 (総務財政課→全庁)		町有財産のうち、特に遊休資産などの売却による収入の確保に努めていきます。 (検討事例) ・移住者受入のための土地活用 ・既貸付財産の売却 ・ななかまどの館の民間譲渡	△◎	→	→	→	
新たな財源の確保に向けた調査研究 (総務財政課→全庁)		新たな自主財源の確保に向けて、検討組織の設置などにより調査研究を進めていきます。 (検討事例) ・町ホームページへの広告掲載による広告料 ・超過課税や法定外目的税の新設	△◎	→	→	→	
3 事務事業の整理点検と見直し	(1) 徹底した事務経費の削減	電子決裁等の導入による行政内部事務の電算化の推進 (総務財政課)	財務会計システムなどの導入により経理事務、会計管理などの行政内部事務の徹底した効率化を進めていきます。	△△	◎	→	→
		各種事務経費等の縮減 (総務財政課→全庁、教育委員会)	経常的な各種事務経費等について、更に徹底した縮減を進めていきます。 (実施検討項目) ①庁舎管理業務の見直し（職員による清掃及び日直業務の実施） ②光熱費の縮減（定時退庁の奨励とウォームビズなどの取組による冬期間における暖房料の節減） ③事務用消耗品などの一括管理の徹底。 ④町有車両の更なる一括管理の推進と一部二輪車化の検討 ⑤消防支署体制の見直し ⑥給食センターの統合	△△ ◎→ ◎→ △◎ △△ △△	◎ → → → ◎ ◎	→ → → → → →	→ → → → → →
	(2) 補助金等の削減	補助金検討委員会の設置 (総務財政課)	民間委員などによる「補助金等検討委員会（仮称）」を設置し、継続事業や団体運営補助金の存廃や少額補助金の必要性など、全ての補助金について、その在り方から根本的に見直すことにより、補助金の整理合理化を進めていきます。	△◎	→	→	→
	(3) 民間委託等の積極的な推進及び指定管理者制度の活用	民間委託の積極的な推進 (総務財政課→全庁)	全ての事務、業務等について民間委託が可能かどうかを検討し、可能なものについては積極的に民間委託を推進するとともに、移行済みの業務と併せて随時見直しを行い、委託料の縮減を進めていきます。 (検討業務例) ・古丹別支所窓口業務 ・経理及び出納業務 ・嘱託職員及び臨時職員業務	△△	◎	→	→
		老朽化施設の存廃の検討 (総務財政課)	老朽化している既存の町有施設（老人福祉センター・福祉センター・児童会館）の必要性等について検討し、平成18年度中に存廃も含めた方向性を示していきます。	△◎	→	→	→

苫前町行政改革実施計画（案）

△：検討 ◎：実施 →：継続実施（見直しを含む）

大綱の大項目	大綱の中項目	実施計画項目	主な内容	17~18年度	19年度	20年度	21年度
		指定管理者制度の活用 (総務財政課→企画振興課、農林水産課、建設課、管理課)	指定管理者制度の導入を積極的に進めていきます。 (対象施設) ①新日本海地域交流センター（ふわっと） ②苫前町青少年研修センター（ななかまどの館） ③生きがいデイサービスセンター ④若者交流センター（高校寮） ⑤上平共同模範牧場 ⑥給食センター ⑦町道 ⑧公営住宅 ⑨社会教育施設（公民館、図書室、スポーツセンター等） ※①～④については、H18年度において導入決定済	△△	◎	→	→
	(4) 広域行政の推進	広域行政の推進 (企画振興課→町民課、教育委員会)	広域による事務処理等を積極的に推進していきます。 (検討事務事業等) ①火葬場の整備及び運営 ②国民健康保険・老人保健・介護保険などの保健医療事務 ③教育委員会事務（学校管理事務）	△△ △△ △△	△ → △	◎ → △	→ ◎ ◎
		既存の広域行政の見直し (総務財政課、町民課)	既存の広域行政事務における行財政改革の観点からの再点検により、運営の在り方などについての見直しを進めていきます。（消防事務・ゴミ処理関係・広域行政組合事務）	△◎	→	→	→
	(5) 第三セクター（苫前町振興公社）の経営健全化	苫前町振興公社の経営健全化 (企画振興課)	・新日本海地域交流センター（ふわっと）の公益上の位置付けや機能の在り方について、再検討のうえ明確にするとともに、町の財政支援の必要性を町民と共有するため、外部監査や経営の点検評価に基づいた「経営改善計画」を策定するとともに、その経過や経営状況などを積極的に公表していきます。 ・運営にあたって、苫前町の魅力を最大限に引き出すとともに、第一次産業の活性化を図るため「地産地消」への取組を積極的に推進していきます。 (地元産食材を活用した料理の工夫、販売等)	△◎	→	→	→
4 効率的な組織・機構の確立		組織の再編成 (総務財政課→全庁)	組織・機構の更なる効率化を推進していきます。 (検討事項) ①教育委員会の組織体制の見直しと、町長部局と社会教育業務の連携、統合を検討します。 ②町民の来庁時の利便性の向上や事務処理の効率化に向けた組織の再編について検討します。	△△	◎	→	→
		職制の見直しと担当制の導入 (総務財政課)	簡素で効率的な組織体制を確立するため、現在の係制から担当制への移行に向けた職制の見直しなどについて検討します。	△△	◎	→	→
5 人材育成の推進		職員の資質向上の推進 (総務財政課→全職員)	①地方分権、制度改正など高度化・複雑化していく行政事務に対応できるよう職員研修の方向性についての明確な指針（人材育成基本方針）を策定し研修体制の充実を図っていきます。 ②職場研修の基本であるOJT（職場内研修）について一層の取組強化を進めるとともに、係長・係会議または職階を超えて意見交換ができる場を設定するなどして組織の活性化を図っていきます。 ③行政の施策内容や各種情報について、住民等に対して分かりやすく提案、説明、伝達するための基本的技能（プレゼンテーション能力）の習得と向上を図っていきます。 ④高度情報化社会に対応するため、IT技術を活用した情報処理能力の向上と情報セキュリティに関する知識の向上とを職員研修における項目として明確に位置付け、有効性のある研修を実施していきます。 ⑤勤務実績等を適正に評価し反映させる人事評価システムの構築を図り、職員の意識改革や勤務意欲の向上を促進していきます。	◎→ ◎→ △◎ △◎ △◎	→ → → → →	→ → → → →	→ → → → →
6 定員管理及び給与等の適正化	(1) 定員管理の適正化	定員適正化計画の推進 (総務財政課)	現行の定員適正化計画(H16～H20)を確実に履行することにより、簡素で効率的な「小さな役場」づくりを推進していきます。 (定員適正化数値目標) ・退職者不補充などにより、平成17年4月1日との比較で、平成22年4月1日における職員数を10%、8人削減することを目標とします。 将来的な削減目標の指針とするため、人口対職員数比率などの目安となる数値目標を設定し公表していきます。	◎→ △△	→ ◎	→ →	→ →

苫前町行政改革実施計画（案）

△：検討 ◎：実施 →：継続実施（見直しを含む）

大綱の大項目	大綱の中項目	実施計画項目	主な内容	17~18年度	19年度	20年度	21年度
	(2) 給与等の適正化	給与の適正化 (総務財政課)	「情勢適応の原則」による国の人事院勧告等に対応した給与制度改革を適切に実施していきます。また、現下の厳しい財政状況や社会情勢に対応するため、独自削減も視野に入れた本町独自の給与のあり方についても検討していきます。 ※「情勢適応の原則」 ・地方公務員法第14条において『地方公共団体は、・・・給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない。』と定められている。	◎→	→	→	→
		特殊勤務手当の適正化 (総務財政課)	「税務事務従事手当の廃止」 ・現行、給料月額1.5%に相当する額を支給している税務事務従事手当については、H18年度から廃止することとしています。 「保健師業務手当の廃止」 ・現行、月額10,000円を支給している保健師業務手当については、H18年度から廃止することとしています。 ※なお、残る特殊勤務手当（防疫等作業手当：作業従事日1日500円、死体処理作業従事手当：作業従事日1日2,000円、除雪作業従事手当：作業従事時間1時間60円、異常圧力内作業手当：作業従事時間1時間310円～2,250円、牛馬取扱手当：作業日1日230円）についても、今後の社会情勢等の変化に対応しながら随時見直しを検討していきます。	◎→	→	→	→
		勤労手当の適正化 (総務財政課)	勤労手当について、国家公務員制度などとの情勢適応を踏まえ、給与条例に規定する勤労手当基礎額への扶養手当算入を是正するとともに、成績率の適切な運用に向けた見直しを行うなど勤労手当支給の適正化を図っていきます。	△◎	→	→	→
		勤務時間の適正化 (総務財政課)	週当たりの勤務時間について、国家公務員等との均衡を図るべく、現行38時間45分から40時間に延長するよう見直しを行います。	△◎	→	→	→
	(3) 定員・給与等の状況の公表	公表条例の制定 (総務財政課)	定員・給与等の状況について、一層の透明性を確保するため、その公表手続を条例化するとともに、管内市町村や道内外の類似自治体との比較、民間調査データなどとの比較を通じて町民にわかりやすい形での情報提供をホームページなどの活用により積極的に行っていきます。	△◎	→	→	→